

# 清須市ケアマネジメントに関する基本方針について

## 1. 指定居宅介護支援に関する基本方針について

(清須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第4条参照)

- (1) 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- (3) 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- (4) 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

## 2. 指定介護予防支援に関する基本方針について

(清須市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第4条参照)

- (1) 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。
- (2) 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当

該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

(3) 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公平中立に行わなければならない。

(4) 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

### 3. 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）について

(1) 介護予防ケアマネジメントは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

(2) 介護予防ケアマネジメントは、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するため、適切な保健医療サービス及び福祉サービス並びに訪問型サービス（第1号訪問事業）、通所型サービス（第1号通所事業）、一般介護予防事業、市場において民間企業により提供される生活支援サービスや地域のインフォーマルサービス等（地域における予防活動、就業、ボランティア、趣味活動等をいう、以下同じ）の場が、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

(3) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスは特定の種類又は特定の総合事業実施事業者（総合事業を実施する事業者をいう。以下同じ。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない。

(4) 介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、市、地域包括支援センタ

一、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護保険施設、総合事業実施事業者、地域のインフォーマルサービス等を含めた様々な取組みを行う者等と地域ケア個別会議等を有効に活用するなどし、その連携に努めなければならない。

(5) 介護予防ケアマネジメント実施の手順は、利用者宅を訪問し、利用者及び家族との面談や「興味・関心シート」なども利用し、より本人にあった目標の設定に向けてアセスメントを実施する。また、利用者の状況に応じて利用するサービスの選択を支援するために、介護予防ケアマネジメントプロセスの類型を決定し、ケアプラン原案を作成する。その後、サービス担当者会議を実施し、ケアプランを確定する。サービス利用開始後は、その状況、問題、意欲の変化など継続的に把握するため、介護予防支援と同様に、少なくとも3か月に1回及びサービスの評価期間の終了月、利用者の状況に変化があったときには、訪問して面接する。それ以外の月においては、電話や利用者の通所先を訪問する等の方法により利用者との連絡を実施する。設定したケアプランの実施期間の終了時には、利用者宅を訪問して、プラン実施状況を踏まえて目標達成状況を評価し、利用者と共に、新たな目標の設定や、利用するサービスの見直し等今後の方針を決定する。

(6) 介護予防ケアマネジメントの類型については、以下のとおりとする。なお、実施主体は地域包括支援センターとし、指定介護支援事業所へ委託するのは、介護予防ケアマネジメントAを行うケースで、既存の要支援者、新規要支援認定者又は事業対象者で、初回のケアマネジメントを実施し、1クール（概ね3か月）終了した場合のみとする。

類型	対象	加算
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準緩和サービス (指定)</li> <li>・ 基準緩和サービス (委託)</li> <li>・ 短期集中サービス (委託)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初回加算</li> <li>・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算</li> </ul>
ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメント結果、一般介護予防事業等を利用する場合 ※初回のみ	

#### 4. ケアマネジメントの質の向上を目指して

居宅介護支援事業所において、専門性の高い人材を確保し、介護度の高い利用者や支援が困難な利用者に対しても積極的に質の高いケアマネジメントを提供する事業所に対し、要件を満たすことにより、特定事業所加

算が認められている。これは、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的としており、高齢者の自立支援、重度化防止にもつながるものであり、積極的な取得に努めなければならない。